

日韓使役文の統語的・意味的特徴と 日本語教育への提案^{*1)}

林憲燦**

目次

- | | |
|-------------|----------------|
| 1.はじめに | 4.日本語教育の問題点と提案 |
| 2.使役文の統語的特徴 | 4-1.日本語教育の問題点 |
| 2-1.日本語の場合 | 4-2.日本語教育への提案 |
| 2-2.韓国語の場合 | |
| 3.使役文の意味的特徴 | |
| 3-1.日本語の場合 | |
| 3-2.韓国語の場合 | |
-

1.はじめに

日本語の使役形式は非使役形から「動詞の語幹+(s)aseru」によって規則的な方法で形成される。「動詞の語幹+(s)asu/(s)eru」によって不規則的な方法で形成される場合もあるが生産的ではない。

飲む(nomu)	→	飲ませる(nom+aseru)	飲みます(nom+asu)
着る(kiru)	→	着させる(ki+saseru)	着せる(ki+seru)
乗る(noru)	→	乗らせる(no+raseru)	乗せる(no+seru)

これに対し、韓国語の使役形式には「이形」「시키다形」「하다形」の三通りがあり、日本語に比べ多様で複雑である。「이形」は、動詞又は形容詞の語幹

* 이 논문은 인제대학교 2005년도 학술연구조성비 지원에 의해 연구되었음

** 仁済大学校 副教授 日本語学(日本語教育)

に使役接尾辞「이/히/리/기/우/구/추」が結合されたものである。語彙自体が使役の意味を持つ形式「시키다形」は、「動作性名詞(主に漢語)+하다」類の「하다」の代わりに「시키다」を入れ替えて使役形式が作られる。補助動詞接続形式「하다形」は、用言の語幹に「게/도록」+使役補助動詞「하다/만들다」等が連結され形成されるもので、使役行為と非使役行為を表わす二つの形態素が「게」を間に置き、それぞれ独立した語幹に分離されている。

읽다(読む) → 읽히다(読ませる)

발표하다(発表する) → 발표시키다(発表させる)

뛰다(走る) → 뛰게 하다(走らせる)

また、「하다形」は自動詞・他動詞・形容詞からも作られ、用言の語幹に満遍無く用いられるので、「이形」と「시키다形」に比べ、非常に生産的である。

自動詞：가다(行く) -가게/도록 하다/만들다(行かせる)

他動詞：사다(買う) -사게/도록 하다/만들다(買わせる)

形容詞：밝다(明るい) -밝게/도록 하다/만들다(明るくさせる)

そこで、本稿ではこのような形態的特徴をもとに、日本語の使役文と韓国語の使役文の統語的・意味的特徴を比較考察して、両語の違いを明らかにすると共に、日本語教育ではどのような問題点を抱えているのかを指摘し分析を行う。また、教材分析を通して使役文の導入時期を考えてみるとともに、日本語教育への提案を試みたいのがその目的である。

2. 使役文の統語的特徴

2-1. 日本語の場合

まず、使役文を構成する関与者とその性質について考えてみると、使役文は基本的に使役主 X と被使役者(動作主) Y の二項を必要とする。

1a) 先生が学生に(宿題を)発表させる。 1b) 学生が(宿題を)発表する。

2a) 母親が子供に本を読ませる。 2b) 子供が本を読む。

1a)の場合、X(先生)はY(学生)が宿題を発表するように指示や命令を通して働き掛ける「サセル側」であり、YはXの働き掛けを受けて実際に宿題を発表するという行為を行う「サセラレル側」である。つまり、1a)では「サセル側」と「サセラレル側」、二つの関与者が必須要素となっているが、2a)のように被使役者Yが行なう行為・作用の対象「本」がある場合は、三つの関与者が必要となる。従って、使役

動詞は二つ又は三つの項を必要とする述語になる。ここで、注目したいことは、サセル側とサセラレル側が文の性質上基本的には有情性[+Animate]と動作主性[Agentivity]を持っていることである。3a)3b)のように関与者が表面上「-Animate」性を持っていても、動くものとして認識され動作主的に表現される。この動作主性の付与も使役文の特徴である。

3a)彼女は車を走らせた。

3b)突風がカーテンを激しく揺らせた。

また、項(Argument)の増減有無について考えてみると、使役文は基本文より1項の増加が見られる。1a)2a)の使役文とヴォイスの対応関係にある基本文はそれぞれ1b)2b)であるが、この基本文1b)と2b)がそれぞれ使役文1a)と2a)になると、「先生が」「母親が」という何れも項が一つずつ増えていることが分かる。このように、使役文は基本文より1項の増加が見られるが、項の増減が見られない場合も存在する。

4a)母親が花子にご飯を食べさせる。

4b)花子にご飯を食べる。

5a)一億円疑惑問題が橋本前首相を悩ませている。

5b)橋本前首相が一億円疑惑問題に悩んでいる。

使役文4a)5a)はそれぞれ基本文4b)5b)とヴォイス(Voice)の対応関係にある。4b)の主格「花子が」が4a)では与格「花子に」へ格の移動が見られると共に、4a)では新たに使役者「母親」が主語として派生されている。一方、使役文5a)は非使役文5b)から変形されたもので、5b)の主格が5a)では対格へ、5b)の与格は5a)では主格へ何れも格の移動(主格の交替)が見られるだけである。したがって、派生関係にある4a)と4b)はある事象を表わす基本文を含むものであり、変形関係にある5a)と5b)は同じ事象を異なる二つの関与者を中心に述べているものであると言える。このように、使役文は非使役文(基本文を含む)とヴォイスの対応関係にあるが、そこには「派生関係」「変形関係」¹⁾という二つのタイプが存在する。

次に、使役文の構造について考えてみると、「XがYに(Zを)V(さ)せる」という使役構文は意味構造的には「Xが[Yが(Zを)Vする]V(さ)せる」という内包文構造(複文構造)²⁾として分析される。つまり、使役文は外見上使役主という一つの主語

1) 村木(1991 : pp19-21) の考え方に基ついてその用語を用いている。

2) 使役文は基本的に複文形式を持っているが、松本(2000)が指摘しているように「履く、まとう、持つ、握る、負う、背負う、食べる、食う、食らう、飲む、吸う、聞く、知る」等の動詞は被使役者が有性物である必要がなくなり、この時「させ」を用いた使役文の複文性が見られない。

その女の子は人形に靴を履かせた。
その女の子は人形にミルクを飲ませた。

を中心とする短文構造であるが、意味構造的には使役主の動作主に対する行為の事態(Event)「XがYにV(さ)せる」と、動作主の行為実現の事態「YがZをVする」を含む構造である。このように、使役文は常に使役事態と被使役事態という二つの事態を表しているので、使役主は文の主体として主導権を持ちながらも動作主に対して動作主の意志に訴える間接的な行為として行われるので、補文構造を持たない他動詞文とは区別される。

6a)花子が車に乗った。

6b)彼は花子を自分の車に乗せた。

6c)彼は花子を自分の車に乗らせた。

6b)は述語に他動詞形式素「Se」を含んでいる他動詞文(語彙的使役)であり、6c)は述語に使役形式素「(S)ase」を含んでいる使役文(生産的使役)であるが、6b)と6c)共に自動詞文6a)とヴォイスの対応関係にある。しかし、他動詞文6b)の「自分」は、「彼」のみを指しているが、使役文6c)の「自分」は、「彼」も「花子」も指している。これは、他動詞形式素「Se」を持つ他動詞文6b)が補文構造を取らないためであり、逆に使役文6c)は他動詞文6b)に存在しない補文構造を持っている証拠である。このように、統語的な観点から見た場合、他動詞文は短文形式を取るが、使役文は複文形式を取る。つまり、使役文は「彼が[花子が車に乗る]せる」のようにその中に補文を含んでいるが、他動詞文は補文の成立が不可能な場合が大部分である。この補文成立の有無が統語的に使役文と他動詞文を区別する重要な基準となっており、これを反映し他動詞文は動作主が一人であるが、使役文は二人がそれぞれ「サセル行為・作用」と「スル行為・作用」を行っているのである。つまり、使役文は原則的にXがYの行動に加わらず、Yに行為・作用を行うように仕向けるだけなので、目的語(補文の主語)の自発的な行為が重視されることになる。これに対し、他動詞文は主語が目的語に直接行う作用のみを表すため、目的語の自発性は問題にならない。従って、使役文は目的語の行為が自発性・能動性を持っているが、他動詞文は被動性を持っていると言える。

7a)順子が本を読む。

7b)母親が順子に本を読ませる。

8a)*猫が本を読む。

8b)*母親が猫に本を読ませる。

9a)花子が紙飛行機を飛ばした。 9b)*花子が紙飛行機を飛ばせた。

他動詞文7a)は「順子が本を読む」ことの行為そのものを表しているが、使役文7b)

* 太郎は人形に字を書かせた。

従って、被使役者が意志を持たない無生物の場合、被使役者が意図的に行為をすることはできないので複文性が見られないと言える。

は「母親が順子に本を読むように働き掛け、その働き掛けを受けて、順子が本を読むようになる」ことを表すため、母親の行為が先行して起こり、それを追って順子の行為が行われることになる。すなわち、使役主「母親」には使役性があり、被使役者「順子」には自発性・能動性が存在しているのである。このように、使役文は被使役者の行為実行の意志の有無によって、使役事態の成立有無が決まるので、補文の主語（被使役者）が主として有情物の動作主でなければならない。又、8b)が非文になることから、使役文は補文構造を持ち、使役主の事態成立に対する働き掛け性は間接的で、使役事態に対する事態成立の有無は被使役者の意志に掛かっているため、補文の叙述語は「+Human」の資質を持つ名詞句と呼応するのが一般的であると言えよう。9b)が非文と考えられるのは、被使役者「紙飛行機」が自発性と能動性のない無生物であるためである。しかし、他動詞文9a)は目的語の自発性と能動性が問題にならないため、補文の主語が無情物であっても非文にならない。

このように、他動詞文は主語が対象に直接的な行為・作用を行うため、一方的な強制性をも感じさせるが、使役文は使役主Xが言葉による指示や命令を通して、被使役者Yに間接的に行為・作用を行うように働き掛けるため、使役事態の成立有無はYの意志性に掛かっている。従って、使役文の目的語(補文の主語)Yは動作主格、経験者格、目的格など多様であるが、他動詞文の目的語は必ず目的格のみを表すことになる。

10a)彼が花子を部屋に入れた。(目的格)

10b)彼が花子を部屋に入らせた。(動作主格・経験者格・目的格)

なお、益岡(1987)によれば、使役化は部分的に他動詞形式の機能を有するので、被使役者が動作の直接的受け手である場合には、他動詞形式に相当する働かをするとして、次の例を取り上げている。これらの使役表現は、他動詞表現の欠けた部分を埋めているとしている³⁾。

11a)田代はシャベルを地の中に食い込ませた。(松本清張)

11b)あの百姓をおこらせたのは失敗だった。(松本清張)

最後に、述語動詞の性質に着目して、使役構文を考えてみることにする。自動詞文の使役は、基本文「YがVする」が存在する「XがYを/にV(さ)せる」文型を取り、12a)13a)のように一般的に働き掛けの対象になる人を「を」格で表わす。この時、非使役文12b)13b)との間にはYの格の移動が見られる。しかし、14a)15a)のように通過の場所を表わす助詞「を」が用いられる場合は、行為の対象者を「に」格で表わすのが一般的で、「XがYにZをV(さ)せる」文型を取る。

3) 益岡(1987 : pp167-168)をご参照ください。

12a) 母親が子供を餓死させた。 12b) 子供が餓死する。

13a) 母親は長男を買物に行かせた。 13b) 長男が買い物に行く。

14a) 父親は子供達に橋を渡らせた。 14b) 子供達が橋を渡る。

15a) 祖父は毎朝、犬に公園を散歩させる。 15b) 犬が公園を散歩する。

他動詞文の使役は、基本文「YがZをVする」が存在する「XがYにZをV(さ)せる」文型のみを取り、16)17)のように働き掛けの対象になる人を「に」で表わし、対象物を「を」で表わす。

16) 森田が弟に荷物を運ばせた。

17) 先生は吉田さんに本を読ませた。

また、使役動詞と被使役者Yの取る格の相関関係に注目してみると、使役動詞の違いにより、Yの取る格に違いが見られる。絶対自動詞の場合は、述語に無意志自動詞が用いられる18a)と、Yの心理又は精神状態の変化を表す自動詞が用いられる18b)の時、Yは対格「を」しか用いられない。相対自動詞の場合は、与格「に」と対格「を」が共に可能で、Yの意志を尊重する時は19a)のように「に格」を用い、Yの意志を無視する時は19b)のように「を格」を用いる。このように、Yが「を」格を取る時は無意志動詞の使用が可能であるが、「に」格を取る時は意志動詞に限って可能である。

18a) 兄が弟を泣かせる。

18b) 妻が夫を感動させる。

19a) 先生が学生に立たせた。

19b) 先生が学生を立たせた。

一方、使役動詞が他動詞の場合「父親が息子に(*を)牛肉を食べさせた」は、被使役者Yの取る格は与格「に」のみである。これは、日本語の文に「～を～を」の二つの対格助詞「を」があれば、前の「名詞句ヲ」を「名詞句ニ」に変更するという文構造の制約が働くことも関係がある。16)17)の例もそれを反映している。ところで、自動詞の使役形は成立せず、他動詞の使役形のみ可能となる場合が存在する。次の例文をみられたい。

20a) 子供が車から降りた。(自)

→20b) *父親は子供を車から降りさせた。

20c) 父親は子供を車から降ろした。(他)

→20d) 父親は兄に弟を車から降ろさせた。

21a) 子供が起きた。(自)

→21b) *母親は子供を起きさせた。

21c) 母親は子供を起こした。(他)

→21d) 母親は姉に妹を起こさせた。

なぜ、20b)21b)の自動詞の使役形は成立しないのか。これは、おそらく自動詞「降りる」と「起きる」が常に自発的・能動的な動作を伴うものであるため、使役形にすると演技のニュアンスが強く出るから、普通の使役文として使いにくく文が成立しないものと考えられる。また、他動詞表現（語彙的使役）20c)21c)はXがYのために何かをする場合であり、使役表現（生産的使役）20d)21d)はXがYに指示してYが行為・作用を行なうようにするのが本来の表現意図である。

以上、使役文を統語的に分析すると、使役動詞は二つまたは三つの項を必要とする述語であり、使役文における関与者は常に動くものとして認識され動作主的に表現される特徴を持つ。又、使役文は基本文より一項の増加が見られる共に、基本文との間には派生関係か変形関係にあつて、使役構文の意味構造は内包文構造（複文形式）として分析された。そして、使役文の目的語（補文の主語）は動作主格、経験者格、目的格など多様であり、働き掛けの対象になる人を自動詞文の使役では「に」格と「を」格で、他動詞文の使役では「に」格のみで表していることを述べた。なお、使役動詞と被使役者の取る格とは密接に関わっていることも確認できた。

2-2. 韓国語の場合

韓国語においても基本的には日本語と同様に言えるが、3a)3b)のような使役文が韓国語では成立しないことから、動作主性の付与がその特徴とは言えない。

また、典型的な使役文は「X가 Y가/에게/를 使役形式」文型か、「X가 Y에게 Z를 使役形式」の文型を持ち、非使役文との間にYの格の移動が見られると共に、動詞の形が「이形」「시키다形」「하다形」のうち何れかを持つ。したがって、使役動詞は二つまたは三つの項を必要とする述語になる。しかし、Yが無情物であっても「이形」「시키다形」は用いることができるのに対し、「하다形」は用いることが出来ない特徴を持っている。

- 22a) 順子가 花子の 흥분을 가라앉 히었다.
- 22b) 그는 나라를 무기력 상태에서 재기시켰다.
- 22c)*順子가 花子の 흥분을 가라앉 게 했다.

次に、韓国語の使役文は基本的に非使役文(基本文も含む)とヴォイスの対応関係にあると言える。

- 23a) 花子가 달리다.
- 23b) 어머니가 花子에게 달리게 한다.
- 24a) 아버지가 빛에 괴로워하고 있다.
- 24b) 빛이 아버지를 괴롭히고 있다.

使役文23b)は基本文23a)から派生したもので、23a)の主格「花子」が23b)では与格へ格の移動が見られると共に、23b)では新たに使役者「어머니」が新たな主語として派生している。また、使役文24b)は非使役文24a)から変形されたもので、24a)の主格が24b)では対格へ、24a)の与格は24b)では主格へ何れも格の移動(主格の交替)が見られる。このように韓国語の使役文は日本語と同じく、非使役文(基本文も含む)とヴォイスの上で「変形関係」と「派生関係」の二つのタイプが存在するが、一方では対応する非使役文が存在しない使役文もある。

25a) 시어머니가 며느리에게 밥상을 물린다.

(姑が嫁に御膳を持って行かせる)

25b)*며느리가 밥상을 물다. (嫁が御膳を持って行く)

26a) 작가가 독자들에게 이름을 날린다.

(作者が読者達に名前を知らせる)

26b)*作者的 이름이 날다. (読者達が作者の名前を知る)

日本語ではXからYへ視点を移動させ、非使役文で表現しても文の表す知的意味の変化もなく、ヴォイスの転換が何れも可能になるが、韓国語ではXからYへ視点を移動させると、非使役文自体が文として成立しない。それは本動詞と使役動詞の間で知的意味の変化が見られるためである。つまり、使役動詞25a)の「물리다」は「運び出させる」、26a)の「날리다」は「知らせる」の意味で用いられているが、25b)の「물다」は「噛む」、26b)の「날다」は「飛ぶ」の意味で本来用いられるので、XからYへ視点を移動させると、Yの意味概念即ち選択制限と合わず非文となる。これらは、述語に動作動詞を用いながら、XのYへの働き掛けが直接的な行為・作用を伴わない「이形」使役文の時見られる。25a)では言葉による指示・命令があるだけであり、26a)ではYに対し行為・作用を要求していない。

更に、韓国語では使役形式の違いによってもYの取る格に差が見られる。

(1) 「이形」と「시키다形」は27a)27b)のように普通Yが与格「에게」か対格「을」を取るが、「하다形」は27c)のように普通Yが主格「가/이」も与格「에게」も対格「을」も取る。

27a) 어머니가 花子에게 약을 먹인다. (母が花子に薬を飲ませる)

27b) 감독이 선수들에게/을 練習 시킨다.

(監督が選手達に/を練習させる)

27c) 아버지가 아들이/에게/을 술을 마시게 한다.

(父が息子*が/に/*を酒を飲ませる)

(2) 述語に無意志自動詞が用いられる「이形」と、Yの心理又は精神状態の変

化を表す自動詞が用いられる「시키다形」「하다形」の時は、何れもYが対格「을/를」しか取らない。

- 28a) 兄이 동생을 울린다. (兄が弟を泣かせる)
- 28b) 아내가 남편을 感動시키다. (妻が夫を感動させる)
- 28c) 順子が 花子を 놀라게 한다. (順子が花子を驚かせる)

このように、「이形」「시키다形」使役文と「하다形」使役文は、被使役者をマークする格表示の選択において違いが見られるが、その他にも再帰代名詞や、副詞相当句の修飾領域、又は否定の修飾領域において機能を異にする。

- 29) 母が花子を自分の部屋で寝かせる。
- 29a) 어머니가 花子を 자기 방에서 재운다.
- 29b) 어머니가 花子を 자기 방에서 자게 한다.
- 30) 옹스가妹を手で木に登らせる。
- 30a) 영수가 여동생을 손으로 나무에 올린다.
- 30b) 영수가 여동생을 손으로 나무에 오르게 한다.

「이形」使役文29a)の再帰代名詞「자기」は母だけを指しているが、「하다形」使役文29b)は母も花子を指している。「이形」使役文30a)の副詞相当句の修飾領域「손으로」は 옹스だけを指しているが、「하다形」使役文30b)は 옹스も妹も指している。

以上から、韓国語の使役文の統語的特徴は使役形式の性質と密接な関係にあると言える。

3. 使役文の意味的特徴

3-1. 日本語の場合

まず、使役文は或るもの(使役主)が他のもの(被使役者/動作主)に動作・作用を行うようにするか、状態変化をするように仕向けるという意味を表わすので、31)のように使役主が被使役者より目上が一般的である。32a)のように被使役者が使役主より目上の場合は使役表現を用いず、32b)のように「～てもらう」表現を用いる。しかし、33ab)のように目下の人(被使役者)の行為が目上の人(使役主)に精神的な原因を提供している場合、使役主が目下の時でも使役表現が可能である。このように、日本語の使役文を意味的に考えた場合、動的な事象を動きの引き起こす元となる者、つまり使役主の側から見つめるため、事態原因の局面に焦点(Focus)を置いて見ていると言える。

31) 先生が学生に本を読ませた。

32a)* 学生が先生に漢字を書かせた。

32b) 学生は先生に漢字を書いてもらった。

33a) 太郎は病気で入院して、両親を心配させた。

33b) 私は学生の頃、勉強をしないで先生を困らせた。

また、使役文は使役主が被使役者に動作・作用を行うように働き掛けて事態を成立させるため、その典型的な意味は使役主の使役事態に対する間接的な参加を表すものである。しかし、その意味内容を見ると、「サセル」形は意味的に直接使役と間接使役を表す場合がある。例えば、「母親が娘に薬を飲ませた」の場合、「母親が娘に(命令して)薬を飲ませた」の意味で取れば、使役主の命令という使役行為によって被使役者が動作を行うようになったという意味なので間接使役を表すことになるが、「母親が娘に(スプーンで)薬を飲ませた」の意味で取れば、使役主が直接スプーンを持って被使役者に薬を飲ませたという意味になるため、直接行為を伴う直接使役になる。このように、「サセル」形が直接使役にも間接使役にも解釈できるのはなぜであろうか。おそらく、これは述語動詞が本来持っている性質によるものであると考えられる。では、どのような述語動詞が直接使役の意味で用いられているのであろうか。直接使役は、直接行為を伴って行われるため、基本的には他動性の強い動詞か再帰性を持つ動詞に限られると考えられる。なぜなら、これらの動詞は動作主が自分自身の意志によって事態を制御することができるので、他動詞文と同じく動作主は統制者(controller)である。

34a) 母親が子供に(命じて)服を着させた。34b) 母親が子供に服を着せた。

35a) 母親が娘に(指示して)薬を飲ませた。35b) 母親が娘に薬を飲ました。

34a)と35a)は間接使役であり、34b)と35b)は直接使役であるが、両者の違いは使役主が事態成立にどのように関わっているかである。つまり、直接使役における使役主は動作の主体として事態の成立に直接的に参加しているが、間接使役における使役主は指示や命令を通して事態の成立に間接的に参加しているのである。このように、直接使役は使役主が使役事態に積極的に参加する関与者であり、被使役者は消極的な関与者であるため、直接使役の意味しか持たない。

直接使役と間接使役は統語的な特徴からも明確に異なる。次の例文を見てみよう。

36a) 母親が娘に夜8時に薬を飲ませた。

36b) 母親が娘に夜8時に薬を飲ました。

間接使役36a)の「夜8時」は使役主「母親」のサセル行為の時刻でもあり、動作主「娘」のサセル行為の時刻でもあると言えるだろうが、直接使役36b)の「夜

8時」は使役主「母親」のサセル行為の時刻だけを表している。

次に、日本語の場合、他動詞化形態素「(a)su」によって、語彙化された使役の意味を持つ動詞による他動詞文（語彙的使役）があって、意味上使役文に最も接近するが、自・他動詞文と使役文がどのような対応関係に基づいているのかに注目しながら見ていくことにする。他動詞文と自動詞の使役文が対応しない場合から見ると、自動詞の使役文だけが成立する37a)38a)は使役主が間接的な行為として被使役者（動作主）に意図することを達成させる事態を表している。一方、自動詞の使役文が対応せず他動詞文だけが成立する39a)40a)41a)は、動作主体の対象に対する一方的な行為として、対象となる目的語の意志性は問題にならず、動作主体の意志性を前面に反映している事態を表している。

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 37a) 母親が子供を立たせた。 | 37b)* 母親が子供を立てた。 |
| 38a) 兄が弟を泣かせた。 | 38b)* 兄が弟を泣かした。 |
| 39a) 祖父はひげを生やしていた。 | 39b)* 祖父はひげを生えさせていた。 |
| 40a) 私は魚を逃がしてしまった。 | 40b)* 私は魚を逃げさせてしまった。 |
| 41a) 特殊部隊が人質犯を捕まえた。 | 41b)* 特殊部隊が人質犯を捕まらせた。 |

また、他動詞文と自動詞の使役文が対応する場合を見ると、他動詞文は行為者の動きを状態変化として捉えているが、自動詞の使役文は動作として捉えていることが分かる。

- | |
|-------------------|
| 42a) 花子が倒れた。 |
| 42b) 太郎が花子を倒した。 |
| 42c) 太郎が花子を倒れさせた。 |

自動詞文42a)に対応する他動詞文42b)と使役文42c)共に、Xの働き掛けとYの状態変化を同時に表す点では一致しているが、次のような点で異なる。つまり、他動詞文42b)ではXの働き掛けが必ず動作を伴うが、使役文42c)ではXの働き掛けが動作の他に言葉による指示も可能である。そして、Yが倒れたのも他動詞文42b)ではYの意志で不可能であるが、使役文42c)ではYの意志で可能である。すなわち、Yの動きを他動詞文では状態変化として捉えているが、使役文では動作として捉えているのである。理解を深めるため、状態変化と動作の関係をもう少し考えてみよう。

- | |
|------------------|
| 43a) 父親が兄を殴った。 |
| 43b) 父親が兄を殴り倒した。 |
| 43c) 父親が兄を倒れさせた。 |

他動詞文43a)は「父親」の行為のみを表わしており、「兄」がどうなったのかその状態変化までには分からない。他動詞文43b)は「父親」の行為と同時に「兄」が

倒れたという状態変化を表わしている。43a)と43b)何れも「兄」の意志を無視した形で事態が発生したことになる。これに対し、使役文43c)は父親の行為と兄の動作が同時性を持つ点では43b)と一致しているが、43c)では「兄」の意志を尊重した形で事態が発生したとも言えるのでこの点で43b)とは異なる。また、この違いは次のような観点からも説明することができる。他動詞文43b)は使役者が言葉による指示が不可能であるが、使役文43c)は使役者が言葉による指示が可能である。又、他動詞文43b)は行為者の動作が自分の意志で不可能であるが、使役文43c)は行為者の動作も自分の意志で可能である。従って、他動詞文43b)は行為者の動きを状態変化として把握することができるが、使役文43c)は行為者の動きを動作として把握することができる。

そして、他動詞文（語彙的使役）と他動詞の使役文が対応する場合を見ると、

44a)私は彼女を車に乗せた。 44b)私は彼女を車に乗らせた。

45a)母親は子供にビデオを見せた。 45b)母親は子供にビデオを見させた。

他動詞文44a)は、「彼女」の意志とは関係なく、車に乗せた事実だけが重視されているが、使役文44b)は「彼女」の意志を尊重して車に乗せたことを表している。又、他動詞文45a)は「子供」にビデオを見せた事実だけを重視しているので、子供が寝ていても関係ないが、使役文45b)は「子供」の意志を尊重して見せているので、子供がビデオを見なければいけないのである。

最後に、柴谷(1978)が指摘しているように、使役文は再帰代名詞や場所・時間・回数・様態などの副詞節を入れると、両義性(二義性)⁴⁾が生じてくるが。他動詞文は両意性が生まれない。

これまで見てきたように、使役文は使役主の使役事態に対する間接的な参加と間接的な行為を表しており、被使役者（行為者）の動きを動作として捉えて用いたり、使役事態が行為者の意志を尊重する形で行われるという特徴を持っている。これらの特徴と、使役文に両義性が生まれること、また使役文の意味が「使役」に限定されないこととは何らかの形でつながっているものと思われる。そこで、先行研究では使役文の表す意味をどのように捉えているのか、使役文を意味的に分析する際に何を根拠として分けているのか検討する必要がある。また、語彙的使役と生産的使役の表す意味は結局どのように異なるものか、についても検討を要する。

阪田(1980)は、主格に立つ人がある行為にどの程度直接に関わりを持つかによって「使役」「期待通りの結果」「思わぬ結果を招く」「許可」「放任」「婉曲」を表す場合等に分けて使役を捉えている。

仁田(1992)は、意味的観点からの使役の下位類化として、①間接的な働き掛け、

4) 詳しくは、柴谷(1978: pp124-125)をご参照ください。

②直接的な働き掛け、③非働き掛けの3類に大きく分類して、①は使役主と動作主が共に有情者であり、使役の働き掛けも実際の動きも意志的なものであるが、動きの契機が使役主に存しているタイプを「指令」、動作主に存しているタイプを「許可」、動きが使役の働き掛け以前に既に存在しているタイプを「放任」に分ける。②は実際の動作主の動きの実現にあたって、それを引き起こすために直接的な基因になる働き掛けを使役主が行っているものとして、「原因づくり」「操作」「原因」等に分けている。

藤井(1971)は、主語となる語の表すものが有情物であるものと、非有情物であるものに分けて使役態の意味を捉えている。前者の場合は更に、①他の有情物に動作を行うよう強制する。②他の有情物の希望をかなえて、動作を行うことを許可する。③他の有情物の好ましくない動作を放任する。④他のものの動作の発現を止めることができないで、不本意ながら、動作が行われる。⑤他の非有情物(有情物以外のもの)の動作、又は他の有情物の無意志的な動作が発現するようにする、に分けている。後者の場合は、その非有情物が他のものが動作を行う原因となるとしている。

森田(2002)は「せる/させる」文型の表す意味を、「因果関係(論理)」「結果(無作為)」「責任・手柄」「誘発(不随意)」「放置(たまたま)」「放任(させておく)」「許容(許し)」「指令(仕向け)」「使役(やらせ)」「他動性(作為)」等に分けて使役を捉えている。

以上の先行研究から、使役文を意味的に分析する際その対象となるのは、使役主の被使役者(動作主)への働き掛けの仕方と、その働き掛けを受けて実際に行う被使役者の意志性によって分けられていると言える。つまり、使役文は使役主の働き掛け性と被使役者の意志性がそれぞれ微妙に異なる形で用いられているため、使役文の表す意味は「使役」に限定されず、多岐にわたっているものと考えられる。言い換えれば、日本語の使役文が使役主と被使役者という二つの関与者の性質を中心として見る観点と、使役事態と被使役事態という事態(Event)を中心として見る観点が重なりあって使われているから、このように使役文の意味が「使役」に限定されないのである。しかし、何れにしても使役の意味を表す核心的な概念は使役主の使役活動である「原因」と、被使役者の行為・動作の活動である「結果」が結合される複合的な状況であることは間違いないようである。

また、ここで触れておきたいのは、語彙的使役と生産的使役の表す意味が異なることも重要であることである。つまり、語彙的使役は使役主が物理的に被使役者の行為を操縦して使役事態を実現させる仕組みなので、使役事態の「原因」が存在すれば必ず被使役事態の行為の「結果」も存在する。被使役者の意志性は自分でコントロ

ールできないため、被使役者は無生名詞を取ることもできる。一方、生産的使役は使役主が物理的に被使役者の行為を操縦することができないため、使役事態の「原因」が存在しても被使役事態の行為の「結果」が必ず実現されるとは限らず、むしろ実現されなくてもよいのである。被使役者の意志性は自分でコントロールできるため、被使役者は自分の意志が不在する無生名詞を取ることができない。したがって、両者を比較して対比させると、Shibatani(1976)が定義したとおり、語彙的使役が強制(Coercive)・直接(Direct)・操縦(Manipulative)の意味を表しているとしたら、生産的使役は非強制(Noncoercive)・間接(Indirect)・指示(directive)の意味を表していると言える。

46a) 父親は子供を車に乗せた。(強制・直接・操縦の意味)

46b) 父親は兄に弟を車に乗せさせた。(非強制・間接・指示の意味)

この意味分類の対立は、Comrie(1989)によれば、被使役者の統制力の程度によって設定されるが、これは使役の概念の中でも核心的な内容である原因と結果によって違う。

以上、使役文を意味的に考えると、事態原因の局面に焦点(Focus)をおいてみており、典型的な意味は使役主の使役事態に対する間接的な参加を表すものであるが、その核心的な概念は使役主の使役活動である「原因」と、被使役者の行為・動作の活動である「結果」が結合される複合的な状況であることが分かった。また、被使役者(行為者)の動きを動作として捉えて用いたり、使役事態が行為者の意志を尊重する形で行われるという特徴を持っていることも分かった。そのため、語彙的使役は使役事態の「原因」が存在すれば必ず被使役事態の行為の「結果」も存在するが、生産的使役は使役事態の「原因」が存在しても被使役事態の行為の「結果」が必ず実現されるとは限らず、むしろ実現されなくてもよいことが分かった。

3-2. 韓国語の場合

韓国語の使役文も意味的に考えた場合、日本語と同じく、動的な事象を動の引き起こすもととなる者の側から見つめることになるため、原因の局面に焦点(FOCUS)を置いて見ていると言えるが、基本的には使役形式の違いによって文の表す意味が異なる。つまり、「시키다形」使役文は語彙自体が使役の意味を持つが、「이形」使役文と「하다形」使役文は文の表す意味が基本的に異なる。「이形」使役文には両義性が見られず、「하다形」使役文の時に限って両義性が見られる。

47) 兄が弟を(に)座らせる。

47a) 형이 동생을 앉힌다.

47b) 형이 동생 [을/에게/이] 앉게 한다.

48) 弟が座る。 동생이 앉다.

日本語の使役文(47)に対し、韓国語では(47a)と(47b)二通りの使役文が対応するが、これらの使役文は両言語共に、格成分の減る方向でヴォイスを転換した場合、(48)にしか対応しない。この場合、(47a)は語幹と使役接尾辞 [히] が密着していて、格表示が固定である反面、(47b)は格表示が多様 [을/에게/이] である。これは「하다形」使役文が「-게 -」を間において二つの動詞が叙述語の機能を担当するためであり、これが原因で両義性が生まれるものと考えられる。

使役文が両義性を持つものがあるということに注目すると、日本語の使役文は韓国語の「하다形」使役文と類似していると言えるが、韓国語の「하다形」使役文は一方では構文上、日本語の「~ようにする/いう」構文とも対応しているため、次のような点で日本語の使役文と相違する。

49) 옌스가 今日 花子を泣かせた。

49a) 영수가 오늘 花子を 울렸다.

49b) 영수가 오늘 花子を 울게 했다.

50) 今日、花子が泣いた。 오늘 花子が 울었다.

51)* 昨日 옌스가 今日 花子を泣かせた。

*어제 영수가 오늘 花子を 울렸다.

52) 昨日 옌스가 今日 花子を泣くようにした。

어제 영수가 오늘 花子を 울게 했다.

日本語の使役文(49)に対し、韓国語では(49a)と(49b)二通りの使役文が対応するが、格成分の減る方向でヴォイスを転換した場合、(50)にしか対応しない。この場合、韓国語の「하다形」使役文は使役事態と被使役事態の間に時間的な差異があり得るため(52)が成立するが、「이形」使役文は使役事態と被使役事態が同時性を持つため、(51)が非文となる。このように、韓国語の「이形」使役文は使役行為が発生すると被使役行為も同時に発生し、使役行為が終わると被使役行為も同時に完了するため、必ず結果や事件を含意するが、「하다形」使役文は使役行為と被使役行為が分離されているため、必ずしも結果や事件を含意しない。これを端的に立証するものとして、否定の言い方が可能かどうかを見られたい。

53)* 영수가 花子を 울리었지만, 花子は 울지 않았다.

* 옌스가 花子を泣かせたが、花子は泣かなかった。

54) 영수가 花子を 울게 했지만, 花子は 울지 않았다.

옌스가 花子に泣くように言ったが、花子は泣かなかった。

韓国語の「이形」使役文は、XのYに対する働き掛けが完了した時点で、Yの動作も終了するため、53)が非文になるのに対し、「하다形」使役文はXのYに対する働き掛けが完了した時点で、Yの動作は終了しなくてもよいので、54)が非文にならない。一方、日本語の使役文は使役事態と被使役事態が同時性を持つため、53)は非文となる。また、次の例文を見ていただきたい。

55)兄が弟にパンを食べさせる。

55a)형이 동생에게 빵을 먹인다.

55b)형이 동생에게 빵을 먹게 한다

56)弟がパンを食べる。 동생이 빵을 먹다.

55a)はXがYに行なった行為が直接的(兄が自ら弟にパンを食べさせるの意味)にも、間接的(兄が誰かの力を借りて弟にパンを食べさせるの意味)にも取れるのに対し、55b)はXがYに行なった行為が間接的しか取れない。このように、両者はXの間接的な行為によってYが行動を取る点においては類似しているが、Xの直接的な行動は「이形」使役文のみで見られる点では相違しているのである。一方、日本語の使役文55)は、韓国語の「이形」使役文と同様に説明出来る。このように、韓国語の「이形」使役文はXの直接行動や間接行動を表わすのに対し、「하다形」使役文はXの直接行動は表わせず、間接行動のみを表わすため、日本語の使役文と対応しているのは「이形」使役文であると言えよう。

ここで、韓国語の「이形」使役文と「하다形」使役文の差を一言で言えば、前者はXの働き掛け性が重視されるが、後者はXの働き掛け性もYの意志性も尊重される。従って、韓国語の「이形」使役文は日本語の使役文だけでなく、日本語の語彙化された使役の意味を持つ他動詞文とも対応しているのである。結局、日本語の使役文は韓国語の「이形」使役文と対応する時もあれば、「하다形」使役文と対応する時もあるので、複雑な様相を見せている。

また、「이形」使役文は事態成立に対する使役者の行為性が直接的であるが、「하다形」使役文は間接的である。つまり、「이形」使役文は使役行為が発生すると被使役行為も発生し、使役の行為が終わると被使役の行為も完了するので、「이形」使役文は必ず結果事件を含意するが、「하다形」使役文は被使役行為と使役行為が分離されており、結果事件を含意しないと言える。

更に、使役文の意味は「使役」に限定されない。

金(1992)は、「이形」使役文の内包的な意味の違いを、使役者に意志があるか否かによって分類し、使役者に意志がある場合を「拘束」「許容」「自由意思」に分け、使役者に意志がない場合を「運数の所致」とする。

- 57a) 어머니가 아이에게 약을 먹인다(母が子供に薬を飲ませる).
→拘束の意味
- 57b) 어머니가 아이에게 그림책을 보인다(母が子供に絵本を見せる).
→許容の意味
- 58a) 그는 차차 집을 늘리었다(彼は次第に家を増やした).
→自由意思の意味
- 58b) 그는 아이를 죽이었다(彼は子供を殺した).
→運数の所致の意味

金(1992)の分類は、X Y 共に有情物の時に限られており、無情物の時も含め合わせて考えると、実際に使われている使役文の意味は直接的行為、命令・指示・勧誘・忠告、心理的な状態変化、期待通りの結果などを表す「強制誘発使役」、許可・放任・不許可を表す「許可放任使役」、事態原因や不本意を表す「無意志使役」に大きく分けられる⁵⁾。体表的な例を一つずつだけ取り上げておく。

- 59a) 아버지가 아이에게 운동화를 신기었다
直接的行為「強制誘発使役」
- 59b) 아이에게는 좋아하는 운동을 시키는 것이 좋다.
放任「許可放任使役」
- 59c) 무심코 그녀의 욕을 해서 그를 화나게 했다.
不本意「無意志使役」

以上から、韓国語の使役文の意味的特徴も使役形式の性質と密接な関係にあると言える。

4. 日本語教育の問題点と提案

4-1. 日本語教育の問題点

これまで、日本語と韓国語における使役文の統語的・意味的特徴を考えてみた。教師側はこのような知識を持って日本語教育を行うべきであるが、実際の教育現場ではいろいろな問題点を抱えている。

そこで、日本語の初級用の教科書において使役文はどのように説明されているのか、学習項目においても問題がないのか検討し考えてみたい。

5) 林(2005)で、詳しく説明されているのでご参照されたい。

まず、使役構文の解説をみると、学習者にとって分かりやすい説明になっておらず、意味解説においても原因と結果という捉え方で大きく「強制」と「許可」の二つの意味で分類している。しかし、少なくとも日本語の使役文が使役者の側から見つめるため、事態原因の局面に焦点をおいて見ているという事実を言及しなければならない。

また、練習問題は作り方の練習にはなるが、使い方の練習にはならず、文脈を伴う練習の多くは許可求めに集中している。以下にその例を示しておく。

先生が学生に「立ちなさい」と命じたので、学生は立ちました。

→先生は学生を立たせました。[実力日本語]

お客さんが来るので弟を買い物に（行きます→行かせます）[みんなの日本語]
荷物が多いので、弟に荷物を（持ちます→持たせます）

このような練習をする限り、学習者は話者の関与しない使役を勉強することになるので、実際の使用状況を反映しているとは思えない。

そして、強制使役は使役の典型的な用法ではあるが、強制使役の練習が必要以上に多いのではないと思われる。実際に使役文の意味は使役に限定されず、勧誘や忠告、心理的状态変化、期待通りの結果、事態の原因又は運命、不本意や不許可などを表す用法で多く用いられているので学習者には注意を要するところである。

60a)先生が学生に本を買わせた。(勧誘や忠告)

60b)太郎は虫を見せて花子をびっくりさせた。(心理的状态変化)

60c)スキー場では人工的に雪を降らせる。(期待通りの結果)

60d)あの事件が彼女をそうさせた。(事態の原因)

60e)彼は子供を病気にさせた。(運命)

60f)うっかり彼女の悪口を言って彼を怒らせた。(不本意)

60g)家の子供は塾に行かせない。(不許可)

その他にも、先行研究ではいろいろな問題点を指摘している。市川(1997)は、使役文において「に」をとるか「を」をとるかの混乱が見られることを指摘し、その理由としてその動詞が他動性か自動性かの判断ができないので、「に」か「を」かの助詞の選択ができないとしている。また、使役文における誤用について動詞の活用グループに従って「せる」「させる」などを付ければよいのであるが、そのグループ分け自体が不確かなので、正しく形が作れないことで間違いが起りがちであり、使役にしなくてもいいところで使役形を使ってしまう誤用が見られるとしている。

張(2001)によれば、中国語を母語とする学習者は受身を使うべきところを、間違っ使役を使ってしまうことがあるので、使役形と受身形の混同が起こるので、時間をかけて覚えさせることを指摘している。

花子は太郎にキスされました。 花子は太郎にキスさせました。

寺村(1982)によれば、使役の構文と間接受身の構文はある点から 見ると表裏関係にあるという。また、この時両者の違いは主格に立つものWの、「Xが(Yヲ/ニ)～スル」という事象に対する言わば関係の方向性の違いに帰せられるという。

子供に饅頭を食べられる。 子供に饅頭を食べさせる。
相棒に死なれる。 相棒に死なせる。

使役文は「スル側」と「サレル側」、受動文は「スル側」と「サレル側」の関係を表すので、両者の違いは行為を「サレル側」と「サレル側」どちらに視点を置いて見ているかである。一方、テモラウ文は人に何かをさせる表現で使われるので使役文と似ているが、「スル側」の意志を尊重して人にお願ひしたり頼んだりするという依頼や要求の意味があるので使役文とは違う。したがって、使役文を良く理解させるには受動文との対比が有効であると判断できるし、使役文とテモラウ文は使役者と行為者を必要とする点で一致するので、比較対比させながら教える必然性がある。また、テモラウ文が使役文に対応する場合は相手の意志を尊重しているかどうかの違いであり、受動文に対応する場合は行為者の行為を感謝として認識しているか被害として認識しているかの違いであるので、学習者にこれを教えておく必要がある。

- 61a) 私は花子に代わりに行ってもらった。(花子の意志を尊重している)
- 61b) 私は花子に代わりに行かせた。(花子の意志を余り尊重していない)
- 62a) 私は医者に注射を打ってもらった。(医者行為を感謝として認識)
- 62b) 私は医者に注射を打られた。(医者行為を被害として認識)

4-2. 日本語教育への提案

市川(2005)によれば、使役文では誰が誰にその行為をさせるのか、学習者にきちんと掴ませることを強調している。そこで、まず誰がその行為をさせ、そして誰が実際に行為をするのかを学習者にしっかり教えるべきである。そのためには使役者と行為者を認識させる例文の提示や練習が必要であり、テモラウ文または受動文との対比比較が役に立つと思われる。実際、教材での扱いを見ると、『みんなの日本語』では「使役文」と「テモラウ文」を対比させて教えている。

テレビの調子がおかしいんですが、
分かりました。すぐ店の者を(行かせます、行ってもらいます)
この荷物を全部一人で運んだんですか。

いいえ、友達に(手伝わせました、手伝ってもらいました)

『実力日本語』においても、「テモラウ文」「テクレル文」「受動文」「使役

文」を対比させながら提示して教えている。

私は彼に「手紙を読んでください」と頼みました。私は後でお礼を言いました。

→私は彼に手紙を読んでももらいました。

→彼は私に手紙を読んでくれました。

彼は私に黙って手紙を読んでしまいました。

→私は彼に手紙を読まれました。

社長は彼に「手紙を読みなさい」と命じました。それで彼は手紙を読みました。

→社長は彼に手紙を読ませました。

→彼は社長に手紙を読まされました。

このように、使役文を受身表現又は授受表現との関係で理解させようとする教材は存在するが、理解レベルにとどまりがちであるので注意を要する。

では、これらの「テモラウ文」「受動文」「使役文」がそれぞれ密接に関係しているとしたら、どのような順序で教えるべきなのか。これらの表現の関連を理解させる必要性和学習時期の関係を知るため、各教科書の提示順序を調べたところ、次のような結果が出た。

	文化日本語	みんなの日本語	実力日本語	SFJ
テモラウ文	28課	24課	44課	14課
受動文	32課	37課	49/50課	17課
使役文	34課	48課	54/55課	22課
	Aタイプ	Aタイプ	Aタイプ	Aタイプ

	日本語初歩	日本語トレーニング	新日本語の基礎
テモラウ文	29課	11課	41課
使役文	30課	12課	48課
受動文	31課	13課	37課
	Bタイプ	Bタイプ	Cタイプ

Aタイプの教科書では「テモラウ文」「受動文」「使役文」の順、Bタイプの教科書では「テモラウ文」「使役文」「受動文」の順、Cタイプの教科書では「受動文」「テモラウ文」「使役文」の順に教えられていることが分かる。一般的にAタイプの教科書が多く、Cタイプの教科書が少ないことから、使役文の導入は「テモラウ文」で使役者と行為者を判断する練習を先に行った後、使役文の構造を理解させる必要があると考える。この時、行為者の意志を尊重しているかどうか、行為者の行為をどう認識しているか、などを注意深く観察するように注意を与える必要がある。そして、話者の含まれる使役文を中心に扱ってはどうか。つまり、使役

の意味を中心とするシラバスから、談話上の機能中心のシラバスに変える必要があると考える。また、「に」使役と「を」使役の違いについては、被使役者(行為者)の自発的な行為の有無で判断することはどうか。つまり、「に」使役は使役者が被使役者の自発的な動作・行為を必要とするが、「を」使役は使役者が被使役者の自発的な動作・行為を必要としない。

63a) 先生が学生によく考えさせた。 63b) * 先生が学生をよく考えさせた。

64a) 父親が娘に勉強させた。 64b) * 父親が 娘を勉強させた。

12a) 母親が子供を餓死させた。 12b) 子供が餓死する。

<教科書分析の対象になった教材>

- 『みんなの日本語初級Ⅱ』スリーエーネットワーク編著(2001)スリーエーネットワーク
- 『新日本語の基礎Ⅱ』(財)海外技術者研修協会編(1993) スリーエーネットワーク
- 『日本語初歩』国際交流基金日本語国際センター編(1995) 凡人社
- 『実力日本語(下)』東京外国語大学留学生日本語教育センター編(2000) 凡人社
- 『日本語集中トレーニングー初級から中級へー』星野恵子/遠藤藍子(2004)アルク
- 『JAPANESE for everyone』NAGARA susumuの他(1990) GAKKEN
- 『文化日本語Ⅱ』(1992) 文化外国語専門学校日本語課編
- 『SFJⅡ』筑波ランゲージグループ(1992) 凡人社

【参考文献】

井島正博(1988)「動詞の自他と使役との意味分析」『防衛大学校紀要』56人文科学編、pp.105-135

市川保子(1997)『日本語誤用例文小事典』凡人社、pp.154-161

市川保子(2005)『初級日本語文法と教え方のポイント』スリーエーネットワーク、pp.279-298

奥津敬一郎(1987)「使役と受身の表現」『国文法講座6』明治書院、pp.232-251

黒田成幸(1990)「使役の助動詞の自立性について」『文法と意味の間』くろしお出版、pp.93-104

阪田雪子(1980)「使役を表す言い方・せるさせる」教師用日本語教育ハンドブック

- 『文法Ⅱ』凡人社、pp.25-29
- 定延利之(1991)「SASEと間接性」『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版、pp.123-148
- 佐藤里美(1986)「使役構造の文」『ことばの科学 1』むぎ書房、pp.89-179
- 佐藤里美(1990)「使役構造の文(2)－因果関係を表現する場合－」『ことばの科学 4』むぎ書房、pp.103-157
- 柴谷方良(1978)『日本語の分析』大修館書店、pp.120-133
- 張麟声(2001)『日本語教育のための誤用分析－中国語話者の母語干渉20例』スリーエーネットワーク
- 寺村秀夫(1982)『日本語のシンタクスと意味Ⅰ』くろしお出版、pp.285-302
- 仁田義雄(1992)「ヴォイス」『日本語学を学ぶ人のために』世界思想社、pp.55-65
- 早津恵美子(2004)「使役表現」『朝倉日本語講座6 文法Ⅱ』朝倉書店
- 藤井 正(1971)「使役」『日本文法大辞典』松村明編 明治書院、pp.281-283
- 益岡隆志(1987)『命題の文法』くろしお出版、pp.161-178
- 松本曜(2000)「<教わる/教える>等の他動詞、二重他動詞ペアの意味的性質」『日本語の意味と文法の風景；国広哲弥教授古希記念論文集』ひつじ書房
- 村木新次郎(1991)「ヴォイスのカテゴリーと文構造のレベル」『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版、pp.1-30
- 森田良行(2002)『日本語文法の発想』ひつじ書房、pp.181-199、pp.221-232
- ヤコブセン、M(1989)「他動性とプロトタイプ論」『日本語学の新展開』くろしお出版、pp.213-248
- 楊凱榮(1985)「使役表現について－中国語との対照を通じて－」『日本語学』33、pp.59-71
- 林憲燦(2005)「日本語の使役文の分析－意味と用法を中心に－」『広島大学大学院教育学研究科日本語教育学講座推進研究』、pp.187-207
- 金錫得(1992)『우리말 形態論』塔出版社、pp.496-513
- 김영일(1980)「使動문의 構造」『国語国文学』17 釜山大学校、pp.95-114
- Comrie, B(1989) *Language Universals and Linguistic Typology*, (second ed.) The University of Chicago Press. 『言語の普遍性と言語類型論』松本克己・山本秀樹 訳. 1992. ひつじ書房、pp.179-214
- Shibatani, M(1976) *The Grammer of Causative Constructions, Syntax and Semantics 6*. Academic Press, pp.1-40

要 旨

本論文は、日本語の使役文と韓国語の使役文の統語的・意味的特徴を比較考察して、両語の違いを明らかにすると共に、日本語教育への提案を試みたいのがその目的である。

統語的側面からみた場合、日本語の使役文は使役動詞が二つ又は三つの項を必要とし、動作主性の付与と共に複文形式を取るのがその特徴であった。また、非使役文とは派生関係又は変形関係にあり、使役文の目的語は動作主格、経験者格、目的格など多様である。一方、韓国語の使役文は使役形式の性質と密接な関係にあり、動作主性の付与がその特徴とは言えない。また、対応する非使役文が存在しない使役文もある。

意味的側面からみた場合、日本語の使役文は事態原因の側面に焦点が置かれており、直接使役にも間接使役にも解釈できる特徴を持つ。また、典型的な意味は使役主の使役事態に対する間接的な参加を表すもので、その核心的な概念は使役主の使役活動である「原因」と、被使役者の行為・動作の活動である「結果」が結合される複合的な状況である。このように、二つの関与者の性質を中心とする観点と事態を中心とする観点が重なりあって使われているため、使役文の表す意味は「使役」に限定されない。一方、韓国語の使役文は使役形式の違いによって文の意味が異なっている。

しかし、日本語教育においては使い方の練習にはならず、話者の関与しない使役強制使役の練習が必要以上に多い。したがって、使役者と行為者を判断する練習を先に行った後、使役文の構造を理解させる必要があると考える。この時、行為者の意志を尊重しているかどうか、行為者の動作をどう認識しているか、などを注意深く観察するように注意を与える必要がある。そして、話者の含まれる使役文を中心に扱ってはどうか。つまり、使役の意味を中心とするシラバスから、談話上の機能中心のシラバスに変える必要があると考える。

キーワード：統語的・意味的特徴、使役形式、意志性、動作主性、使役主、日本語教育

투 고 : 2006. 5. 31
1차 심사 : 2006. 6. 10
2차 심사 : 2006. 7. 1

住 所 : (621-749) 경남 김해시 어방동 607번지 인제대학교 일어일문학과
電 話 : 055-320-3542(연구실)/010-9667-0503(휴대폰)
e-mail : japnimhc@inje.ac.kr